

第8回足利市農業委員会議事録

足利市農業委員会会長 長谷川良光は、令和3年1月27日、午後3時00分、農業委員を足利市役所に召集し、第8回足利市農業委員会を開催した。

1 出席した委員は、次のとおりである。

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	小山 勉	2	桐生さとみ	3	石橋孝雄
4	藤生正浩	5	清水 茂	6	岡村奏一
7	本島一喜	8	柏瀬正雄	9	三田照子
10	星野雅彦	11	森山正和	12	河内義昭
13	長谷川良光	14	赤坂安一	15	遠藤茂太

1 出席した職員は、次のとおりである。

局長 荻原淳志、次長 川田和之、主幹 日下部 純、主査 齋藤玲子

1 書記は、次のとおりである。

主査 本田未央子

1 会議事件は、次のとおりである。

(議事日程のとおり)

1 会議の概要は次のとおりである。

局長	<p>報告いたします。ただいまの出席委員は15名であります。</p> <p>なお、本日は緊急事態宣言下でありますので農地利用最適化推進委員は出席を求めておりません。</p> <p>本日の議事日程について報告いたします。</p> <p>日程第1 議事録署名委員の決定について</p> <p>日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について</p> <p>日程第3 議案第1号から議案第5号について</p> <p>議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について</p> <p>議案第3号 農地所有適格法人の承認申請について</p> <p>議案第4号 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>議案第5号 相続税納税猶予適格者証明願について</p> <p>以上であります。</p>
議長	<p>ただいま局長から報告のあったとおり、出席委員15名で定足数に達しておりますので、これより第8回足利市農業委員会総会を開会いたします。</p>

【午後3時2分 開会】

議長 それでは日程に入ります。
日程第1 議事録署名委員の決定についてを議題といたします。
議事録署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。
【異議なし】

議長 異議なしと認め、よって議事録署名委員は議長において指名いたします。
1番 小山委員、15番 遠藤委員を指名いたします。
ご異議ございませんか。
【異議なし】

議長 異議なしと認め、議事録署名委員は兩名と決定いたしました。
続いて日程第2 農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、事務局からの報告を求めます。

主幹 議案書の1ページをお開き下さい。
農地法第4条及び第5条の規定による届出に係る事務局長専決処理について、ご報告させていただきます。それでは1ページの総括表に基づきましてご報告いたします。
まず始めに、農地法第4条の届出ですが、件数が5件、筆数が7筆、面積が1,637㎡となっております。
続きまして、農地法第5条の届出ですが、件数が17件、筆数が23筆、面積が7,303㎡となっております。合計いたしまして件数が22件、筆数が30筆、面積が8,940㎡となっております。
また、詳細につきましては、第4条の届出が2ページから3ページに、第5条の届出が4ページから7ページに記載されております。
以上報告いたします。

議長 ただいま、事務局から報告致しましたが、ご質問はございませんか。
【質問なし】

議長 それでは、専決処理についてご了承願います。
続いて日程第3に入ります。
議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

主査 議案書の8ページをお開きください。
議案第1号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。
今月の4条申請は1件です。
1番、申請地は新宿町地内の田、209㎡です。施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積111.25㎡を建築するものです。
申請理由は記載のとおりで、農地区分は第1種農地、備考としまして都市計画法34条11号、基準を満たす道路に接する住宅、農地法施行令11-2、

農業の振興に資する施設 住宅です。

なお、隣接する転用済地 2 2 2 m²と一体利用する計画で、事業区域は 4 3 1 m²となります。

では、議案書の 2 5 ページをご覧ください。1 番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

議長

本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長

異議なしと認め、議案第 1 号はそのように決定いたしました。

続いて議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主査

議案書の 9 ページをお開きください。

議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

1 月の申請件数は 9 件、うち一般住宅 5 件、太陽光 2 件、駐車場 1 件、進入路 1 件となりました。

それでは、説明に入ります。

1 番、申請地は大月町地内の田、4 9 3 m²です。施設の概要は一般住宅 1 棟で、延床面積 1 0 7. 7 5 m²を建築するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第 2 種農地、備考としまして都市計画法 3 4 条 1 1 号、基準を満たす道路に接する住宅、農地法施行令 1 1 - 2、農業の振興に資する施設 住宅です。

議案書の 2 6 ページをご覧ください。1 番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

では、議案書 9 ページにお戻りください。

2 番、申請地は大月町地内の田、6 5 1 m²です。施設の概要は一般住宅 1 棟で、延床面積 1 0 3. 0 5 m²を建築するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第 2 種農地、備考としまして都市計画法 3 4 条 1 1 号、基準を満たす道路に接する住宅、農地法施行令 1 1 - 2、農業の振興に資する施設 住宅です。

議案書の 2 7 ページをご覧ください。2 番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

議案書 9 ページにお戻りください。

3番、申請地は大月町地内の田、377㎡です。施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積122.94㎡を建築するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は使用貸借権の設定、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法34条11号、基準を満たす道路に接する住宅、農地法施行令11-2、農業の振興に資する施設 住宅、譲渡人は妻、譲受人は夫と妻です。

議案書の28ページをご覧ください。3番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

では、議案書9ページにお戻りください。

4番、申請地は大沼田町地内の田、353㎡です。施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積120.51㎡を建築するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は使用貸借権の設定、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法34条11号、基準を満たす道路に接する住宅、農地法施行令11-2、農業の振興に資する施設 住宅、譲渡人は父、譲受人は子と子の夫です。

なお、隣接する市外化区域の農地2筆と一体利用する計画で、先ほどの報告第1号、5条の16番と関連します。

議案書の29ページをご覧ください。4番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

では、議案書9ページにお戻りください。

5番、申請地は五十町地内の田、316㎡です。施設の概要は一般住宅1棟で、延床面積123.17㎡を建築するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法34条11号、基準を満たす道路に接する住宅、農地法施行令11-2、農業の振興に資する施設 住宅です。

議案書の30ページをご覧ください。5番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

では、議案書10ページをお開きください。

6番、申請地は松田町地内の畑、275㎡ほか4筆、計770㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル360枚を589.24㎡に設置するものです。

申請理由は記載のとおりで、契約内容は所有権移転の売買、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無です。

なお、隣接する宅地1筆と一体利用する予定で、事業区域は945.17㎡となります。

では、議案書の31ページをご覧ください。6番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

では、議案書10ページにお戻りください。

7番、申請地は堀込町地内の田、888㎡、施設の概要は駐車場用地です。申請理由は記載のとおりで、契約内容は賃借権の設定、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無、譲渡人は父、譲受人は子の夫が代表を務める法人です。

では、議案書の32ページをご覧ください。7番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。事務局による事前調査時の状況はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

では、議案書10ページにお戻りください。

8番、申請地は福富町地内の畑、1,147㎡のうち654㎡です。施設の概要は太陽光発電設備用地で、太陽光発電パネル160枚を271.16㎡に設置するものです。

申請理由は載のとおりで、契約内容は、使用賃借権の設定、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、足利市再生エネルギー条例確認済、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無 無、譲渡人は母、譲受人は子の妻です。申請農地の一部に太陽光を設置する計画のため、“のうち”という一部使いの標記となっています。また、続く9番が関連案件で、同じ申請農地の一部を工事車両の進入路として一時転用し、工事を行う計画になっています。

では、議案書の33ページをご覧ください。8番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

では、議案書10ページにお戻りください。

9番、申請地は福富町地内の田、1,147㎡のうち61㎡です。施設の概要は工事車両進入路用地で、8番の太陽光を設置する際に鉄板を敷き、約2カ月間、工事車両の通行のために使いたい、というものです。契約内容は、使用賃借権の設定、農地区分は第2種農地、備考としまして都市計画法適用外、農地法5-2-2、他に代替する土地の有無、8番と同様に譲渡人は母、譲受人は子の妻です。

議案書の34ページをご覧ください。9番の調査書となっております。調査書は各項目とも適正なものと判断されております。現地の様子はご覧のとおりです。(モニター画面に投影)

以上、5条許可申請9件です。よろしくご審議をお願いいたします。

議長

本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長

それでは、本件を許可することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長

異議なしと認め、議案第2号はそのように決定いたしました。

続いて議案第3号 農地所有適格法人の承認申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主幹

11ページをお開きください。

議案第3号 農地所有適格法人の承認申請について、ご説明いたします。

農地所有適格法人とは、農地の権利を有して農地を耕作し、農業経営を行うことのできる法人のことをいいます。農地法にその要件等が規定されており、農業委員会が審査をし、農地所有適格法人として承認をすれば農地の取得等が可能となります。

12ページをご覧ください。申請人の法人登記簿となっています。申請人は市内に本店を有する農業の経営を主な目的とする資本金100万円の株式会社で、今回農地所有適格法人の承認申請が提出されましたので、1月15日に開催された運営委員会において申請人からの実情調査を行い、必要な条件を満たしており、適格であるとの判断をいただいております。

議案書の35ページをお開きください。

運営委員会の資料を載せてあります。35ページ右側に要件チェック表、36ページから38ページに定款を載せてありますのでご覧ください。

以上よろしくご審議お願いします。

議長

本件は運営委員会が調査しておりますので、報告を求めます。

15番 遠藤委員。

15番

15番 運営委員長の遠藤です。

農地所有適格法人について、運営委員会の実情調査結果を報告いたします。

今回は、申請人からの農地所有適格法人としての承認の申出に伴い、別添の申請資料にもとづきまして、申請人出席のもと実情調査を行いました。

調査年月日は、令和3年1月15日、金曜日、午後1時35分から、運営委員5名で調査を行いました。申請内容、申請理由については、事務局から説明がありましたので省略いたします。今回、申請人からの実情調査で、申請人は市内でにら栽培を中心とした農業経営を行っているが、経営規模の拡大と、農福連携の強化、経営の多角化を図るため法人を設立したので、農地所有適格法人として承認されたいとのことでした。現在、個人として里矢場町で3筆、合計約0.7ヘクタールを借り受け、にらを作付けをしているとのことで、契約更新に伴い法人に名義を変更したい、にら以外の作付けは考えていない、にら部会の仲間と協力しながら作付面積を増やし産地化したいとの話を聞くことができました。

また、農地所有適格法人の要件もすべて満たしていること、また同社の営農への強い意欲があることを確認いたしました。

結果として、運営委員会といたしまして、同社を農地所有適格法人として承

認したいと考えています。

以上で、報告を終わります。

議長 ただいま報告のあった本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件を承認することにご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、議案第3号はそのように承認いたしました。

ここで、次の議題に関連事案がございますので、星野職務代理と議長を交代いたします。

【午後3時36分 議長交代】

議長 続いて議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

主幹 議案書の13ページをお開きください。

議案第4号、農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。今回は令和3年1月29日公告分であります。

それでは、議案書の14ページをご覧ください。今回の議案の総括表であります。貸借権設定、利用権設定が23件で面積53,071㎡です。詳細が15ページから20ページに記載されておりますのでご覧ください。

それでは15ページをお開きください。申請番号1番から3番については、さきほど農地所有適格法人として承認されましたので、解除条件付一般法人のところを農地所有適格法人と修正いただきたくお願いいたします。

つづきまして、18ページ及び19ページをお開きください。18番及び19番については長く耕作放棄地となっておりますが、昨年中に三栗谷土地改良区の皆さんと長谷川会長に大変お骨折りをいただき、何とか借り受けられることとなったため、先日1月13日に長谷川会長、本島委員、平塚推進委員、山根推進委員及び事務局で廃棄されていた計0.8トンのゴミの清掃活動を行いましたので報告いたします。4名の委員の皆さんには大変お世話になりました。

なお、所有権移転は今回ございません。

審議の後、承認をいただきましたら、1月29日付で公告の手続きを行います。

以上よろしくご審議をお願いいたします。

議長 本件は先に4番から6番を上程します。

ここで農業委員会等に関する法律、議事参与制限により、6番 岡村委員、13番 長谷川委員、14番 赤坂委員の退席を求めます。

【午後3時39分 退席】

議長 本件について、意見を求めます。

【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。
【異議なし】

議長 異議なしと認め、4番から6番はそのように決定いたしました。
ここで、関連事案の審議が終了しましたので、岡村委員、長谷川委員、赤坂委員の出席を求めます。
また、長谷川会長と議長を交代いたします。
【午後3時40分 出席・議長交代】

議長 続いて、1番から3番及び7番から23番を上程いたします。
本件について、意見を求めます。
【意見なし】

議長 それでは、本件は計画のとおり決定することにご異議ございませんか。
【異議なし】

議長 異議なしと認め、議案第4号はそのように決定いたしました。
続いて議案第5号 相続税納税猶予適格者証明願についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

主幹 議案書の21ページをお開きください。
議案第5号相続税納税猶予適格者証明願について、ご説明いたします。相続税納税猶予とは、相続者が農業を継続することを条件に税金を免除するという税制上の措置です。農業委員会で審査の上、承認をすれば相続税が猶予されます。
それでは、1番、申請地は福富町地内の畑で面積は410㎡、被相続人及び相続人については記載のとおりで、相続開始年月日は令和2年8月2日です。現地確認は事務局と河内委員で令和3年1月6日に行っており、適正に耕作されていることが確認されております。
それでは、スクリーンをご覧ください。申請地の地図と写真となります(モニター画面に投影)。三和シャッターさんの東の辺りです。ちなみにこちらの農地は市街化区域となります。
主査 姥川の東が調整区域、西側が市街化区域となります。
主幹 以上ご審議をお願いいたします。
議長 本件について、意見を求めます。
7番 どのくらいの税金が猶予となるのか。
主幹 20年間の猶予となりますので、また市街化区域ですのでそれなりの金額になろうかと思われれます。今評価額がいくらぐらいになるのか分かりません。ちょっと正確な金額はわかりません。

3番 路線価は平米2万5000円ぐらいでは。
主幹 そうですか。ちょっとすぐ積算できないところです。
4番 参考にお尋ねしますが、相続人の方が昭和16年生まれということで、もうすぐ80歳になられますが、100歳まで生きて20年ですが、仮に亡くなられた場合はどうなるのか。

主幹 亡くなられた場合は支払いの義務はありません。また、承継人がいればそのまま猶予が引き継がれます。

議長 それでは、適格者証明を交付することに、ご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 異議なしと認め、議案第5号はそのように決定いたしました。

以上で本日の議案審議全部を終了いたしました。

続いて、報告事項 農地法第4条の規定による届出受理の取消願について事務局の報告を求めます。

主幹 報告事項 農地法第4条の規定による届出受理の取消願について、ご説明いたします。

1番、申請地は大沼田町地内の田、面積47㎡ほか1筆計1,063㎡となります。施設の概要は資材置場用地で、受理年月日は令和2年7月8日、取消理由は資材置場が不要になったためで、取消の日付は令和2年11月19日です。以上報告いたします。

議長 ただいま事務局より報告のあった本件について、ご意見はございませんか。

【意見なし】

議長 それでは、ご了承願います。

なお、議案末尾に農地法第18条第6項の規定による通知について載せておきましたので、ご承知おきください。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

以上で、第8回足利市農業委員会総会を閉会いたします。

【午後3時49分 閉会】

この会議のてん末は、書記 本田未央子の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年2月25日

足利市農業委員会

1番委員

15番委員